

# 木曾川水系連絡導水路 住民監査請求と住民訴訟について

「導水路はいらない！愛知の会」発足総会

2009.3.1 桜華会館

在 間 正 史

---

# 目次

- 住民監査請求と住民訴訟とは
  - 木曾川水系連絡導水路事業における  
住民監査請求および住民訴訟
  - 今後の流れ
-

# 住民監査請求と住民訴訟

## 住民監査請求(地方自治法242条)

- 住民は
- 長又は当該普通地方公共団体の職員について
- 違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、
- 監査委員に対し、監査を求め
- 当該行為を防止し、若しくは是正し、又は当該行為によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するため必要な措置を請求することができる

## 住民訴訟(地方自治法242条の2)

- 住民は、住民監査請求をした場合において
  - 監査の結果に不服があるとき、監査委員が監査を監査請求後60日以内に行わないとき
  - 裁判所に対し、訴えをもつて、次に掲げる請求をすることができる
    - 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止
    - 四 当該職員に損害賠償の請求をすることを執行機関に対して求める
  - 同一請求の住民訴訟が係属しているときは、別訴を提起できない
- 住民訴訟は、住民監査請求の時期に拘わらず、共同して行わなければならない

# 木曾川水系連絡導水路 事業目的と施設概要

## 事業目的

- 流水正常機能維持(渇水時の緊急水の補給)  
木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムの異常渇水時の緊急水補給容量中の4000万 $\text{m}^3$ を一部は長良川を經由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善(注・内容はヤマトシジミの生息を図る)のための流量を確保
- 新規利水の供給  
徳山ダムの愛知県水道用水最大2.3  $\text{m}^3/\text{s}$ 、名古屋市水道用水最大1  $\text{m}^3/\text{s}$ 及び名古屋市工業用水最大0.7 $\text{m}^3/\text{s}$ を導水し、木曾川において取水を可能にする

## 施設概要

- 上流施設  
揖斐川から最大20 $\text{m}^3/\text{s}$ を取水し、長良川及び木曾川に導水する。長良川への導水は、流水正常機能維持水最大4 $\text{m}^3/\text{s}$ 及び名古屋市工業用水最大0.7 $\text{m}^3/\text{s}$ 、木曾川への導水は、流水正常機能最大12 $\text{m}^3/\text{s}$ 、愛知県水道用水最大2.3 $\text{m}^3/\text{s}$ 及び名古屋市水道用水最大1  $\text{m}^3/\text{s}$
- 下流施設  
上流施設から長良川に導水された流水正常機能維持水最大4  $\text{m}^3/\text{s}$ 及び名古屋市工業用水最大0.7 $\text{m}^3/\text{s}$ を、長良川から取水し、木曾川に導水

# 木曾川水系連絡導水路 事業費の各県市費用負担額と支払方法

事業費 890.0 億円

目 的		国	愛知県	岐阜県	三重県	名古屋市
流水正常機能維持 (異常渇水時の補給)	65.5%	70.0%	30.0%			
			75.5%	17.0%	7.5%	
(金額・億円)	583.0	408.1	132.1	29.7	13.1	
新規利水			20.9%			13.6%
(金額・億円)	307.0		186.0			121.0
合 計 (金額・億円)	890.0	408.1	318.1	29.7	13.1	121.0

## 支払方法

- 流水正常機能維持は、毎年度、国に対して支払い
- 新規利水は水機構が立替借り入れし、完成後、水機構に対して、借入元利合計金を23年で元利均等償還

# 木曾川水系連絡導水路 住民監査請求と住民訴訟の対象

## 請求対象

- 愛知県の負担金 流水正常機能維持 132.1億円
- 新規利水 186.0億円
- 公金の負担金への支出差止の請求
- 支出されたときは、損害賠償請求することの請求

## 相手方

- 流水正常機能維持 愛知県知事
- 新規利水 愛知県企業庁長(公営企業管理者)

# 木曽川水系連絡導水路

## 公金支出差止の理由（支出の違法理由）

### 木曽川の流水正常機能維持（成戸地点下流）

- 成戸地点の河川維持流量 $50\text{m}^3/\text{s}$ は、河川環境のための流量  
ヤマトシジミの生息を理由とし、その生息限界とする塩素イオン濃度  
 $11,600\text{mg}/\text{L}$ になった時の流量が $57\text{m}^3/\text{s}$ であったことを根拠としている
- 確保しようとする流量は $20\text{m}^3/\text{s}$ あるいは $40\text{m}^3/\text{s}$
- 上記には、科学的根拠が全くない

### 愛知県水道用水の供給

- 愛知用水地域の2015年における想定需要に対する近年2/20規模年の  
安定供給水源
- 開発供給量で需要がない（既設の牧尾ダム系で供給過剰）うえ、  
需要が既に増加せず頭打ちになっており、安定供給水源としても需要が  
ない

※ 木曽川水系連絡導水路は必要性が全くない。効果のない無駄な支出。

# 木曾川水系連絡導水路 住民監査請求から住民訴訟への流れ

